

花巻市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年6月24日

花巻市監査委員 阿部 一 男
同 萬 久 也

記

1 監査の対象

市民生活部

生活環境課（清掃センター含む）、市民登録課、市民生活総合相談センター
生涯学習部

賢治まちづくり課（宮沢賢治童話村含む）、スポーツ振興課（自然休養村広場、鉛温泉スキー場、東和B&G海洋センター含む）、花巻図書館（大迫図書館、石鳥谷図書館、東和図書館含む）、文化会館、新渡戸記念館、宮沢賢治記念館、宮沢賢治イーハトーブ館

消防本部

総務課、警防課、予防課、花巻中央消防署、花巻北消防署

2 監査の実施日

令和2年5月20日～5月21日

3 監査の内容

令和元年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の方法

花巻市監査基準及び令和2年度花巻市監査計画に基づき、あらかじめ所定の調書及び関係書類の提出を求めたうえで、事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令等に基づき、適正でかつ効率的に行われているかに着眼し、通常実施すべき監査手続きにより、その内容を調査照合するとともに、必要に応じてその都度関係職員から説明を聴取して確認を行った。

5 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

【意見・要望】

行政財産使用許可について、申請者、許可者とも市長としている案件が散見された。これらの事務処理は、「花巻市財務規則」、「花巻市行政財産の目的以外の使用に関する規則」に基づくものであるが、根拠法令である地方自治法第238条の4

には、手続きを要する対象を「当該普通地方公共団体以外の者」とされていることから事務手続きの検証を望む。